

■市民の皆様からいただいた「市長への手紙」に対する回答の内容をまとめました。

- 対象となった市長への手紙 : 12件 (ただし、匿名等で回答していない市長への手紙は除く。)
 うち回答済みの件数 : 12件
 うち回答作成中の件数 : 0件
 ○対象とならなかった市長への手紙 : 13件 (匿名、回答不要、市政に直接関係のない内容のもの。)

■回答したもの (受付年月 令和2年9月分)

※回答済みのもののうち、3件は個人情報に関する趣旨となっており、下記に内容を掲載しておりませんので御了承下さい。

対応状況凡例 : ○=手紙の内容に応じて対応済
 △=手紙の内容を検討中
 ×=手紙の内容に対応できない

NO.	種別	件名	要旨	対応		所管課
				内容	状況	
1	メール	予防接種について	先日、ロタウイルスが8月生まれの子から助成されるという話を聞きました。本当なのでしょう か？7月21日に第4子を出産したのですが、もし 本当であれば、たった9日の違いで助成されない のはとても悲しいです。ロタウイルスは、ロタが 流行ってから、予防接種の料金が上がりました。 今もとても高いです。第4子なのに、9日ちが いで…せめて年度初めから生まれた子や、これか ら受ける人は助成していただけないでしょうか？ 一緒に出産したお母さんも言っていました！ 切に願います！！！！	ロタウイルスワクチンの予防接種については、10 月から定期予防接種に位置付け、早期に実施するこ との推奨や接種による副反応及びワクチンの安定供 給等を踏まえ、対象者を令和2年8月生まれ以降に すると、国が定めたものです。 本市においても、この国の方針に合わせ対象者を 令和2年8月生まれ以降とし、令和2年10月1日か ら定期予防接種を実施いたします。 対象外となるお子様の保護者の皆様には、御負担を おかけしますが、御理解の程よろしく願います。	×	健康づくり課 34-3282
2	メール	豪雨洪水ハザード マップ早期作成に ついて	9月6日(日)静岡新聞記事に、最大規模の雨量 を想定した「豪雨洪水ハザードマップ」作成状況 (8月末現在)が掲載されていました。 記事によると、豪雨災害の頻発を受けた法改正 で、想定する雨量や新水域が「数十年から100年 に1度レベル」から「千年に1度レベル」に大幅 に引き上げられた。国や都道府県は、管理する河 川ごとに浸水想定区域や浸水深を示し、それに基づ いたマップ作成が市町村に義務付けられている。 この「豪雨洪水ハザードマップ」未作成の県内 11市町として「島田市」が未完成のため上げられ ています。 市民の安全確保のため、早急に「豪雨洪水ハ ザードマップ」を完成し、市民への通知をお願い	島田市内には、国が管理する大井川のほか、18の 中小河川があります。これらの河川のうち、国が管 理している大井川については、ハザードマップ作成 に必要な想定し得る最大規模(概ね1000年に1回発生 する確率)の降雨による洪水浸水想定区域が公表さ れておりますが、県が管理している比較的大きな河 川や中小規模河川についての同様の洪水浸水想定区 域については、令和2年度中の公表を予定している ところです。 市では、今年度中に公表予定の県管理河川の洪水 浸水想定区域に基づき、現在のハザードマップの更 新を行うことにより、市民の皆様により正確な情報 を適切に提供したいと考えており、今年度新たに公 表される県管理河川の浸水想定公表を受け、令和 3年度にハザードマップの更新を予定しているところ	△	危機管理課 36-7320

			<p>します。</p>	<p>ろです。</p> <p>なお、現在、国や県がすでに公表している大井川や湯日川等の洪水浸水想定区域図(想定最大規模)については、市のホームページから確認ができます。</p> <p>近年頻発している豪雨等による洪水被害に対応するためには、洪水ハザードマップの活用はもちろんのこと、いざという時に自宅周辺の異変に気付き、早期に安全確保の行動を取ることが、生命を守ることにつながると考えております。</p> <p>国内各地で甚大な被害が発生した本年7月豪雨の状況等も踏まえ、洪水ハザードマップ等の活用を含めた市民に対する災害リスクの周知や早期の安全確保の行動についての啓発を引き続き行います。</p>		
3	手紙	<p>島田市の学童の状況とこれからについて</p>	<p>私は「共働き世帯の子どものための学童の充実」について研究しています。島田市のホームページから市内にある学童の数、所属している子どもたちの数、預かり時間などを調べ、現在の状況および私の考える未来像をまとめました。その未来像を市長に提案したいと考えお便りを出させていただきました。</p> <p>まず、学童における預かり時間のことについてです。市内の大半の学童で学校終了時刻から午後六時までだということでした。しかし、六時まででは短いと思います。共働き家庭が増え、中には定時が六時以降の保護者もいると思います。毎日早抜けするわけにもいきません。私は預かり時間を延ばすことを提案します。さらに夕食や風呂を提供し家に帰るまでにすべてすませることができたら保護者の方の負担が減ると思います。子どもたちには友達と一緒に勉強や夕食、風呂などを共にすることで寂しい思いをすることなく過ごすことができ学年やクラスの違う子とも仲よくできると思います。実際に他のまちに住む私のいとこはこのような学童に通い、おじやおばもとても助かっていると聞きました。</p> <p>次に障害をもった子どもについてです。「学習支援や発達障害、重度のアレルギーへの対応など専門的な支援について十分な体制はご用意できません」ということをホームページで見ました。市内には、障がい児のための学童をつくる(増やす)ことを提案します。健常者であっても障がい</p>	<p>まず、「学童の預かり時間」につきまして、市では午後6時までを基本に、希望される場合は、30分延長の午後6時30分までお預かりをしております。</p> <p>民間児童クラブでは、午後7時までのお預かりをしております。</p> <p>島田市では、放課後児童クラブを「児童の健全な育成を行う事業」のひとつとして、児童をお預かりしておりますが、子育てにおいて最も大事なものは「保護者(家族)と一緒に過ごす時間」と考えております。</p> <p>特に、1、2年生といった低学年の利用児童が多いことから、家族と過ごす時間をできる限り持たせいただき、親の愛情を感じることが健やかな育ちに繋がるものと考えております。</p> <p>このため、放課後児童クラブで「夕食やお風呂」を提供するよりも、ご自宅で家族と一緒に過ごすことが良いものと考えております。</p> <p>次に、二つ目のご提案「障がい児のための学童をつくる」につきまして、お答えいたします。</p> <p>「利用児童が健常者でも障がい者でも、多くの児童の保護者は就労されているが、障がい児を受入れる学童がない」とのことですが、島田市におきましては、障がいを持っている児童も放課後児童クラブを利用しております。</p> <p>様々な障がいを持つ児童がおりますが、他の利用児童と同様の生活が送れるよう、見守りを行っております。しかし、必要最低限の支援員で多くの利用児童をお預かりするなか、障がいのある児童を配慮</p>	×	<p>子育て応援課 36-7159 福祉課 36-7154</p>

			<p>者であっても彼らを育てている両親は日中働いている人がほとんどです。障がい児を受け入れてくれる学童が少ないとなれば、彼らの両親はとても大変な思いをしているに違いありません。障がい児を受け入れてくれる学童を増やすことで、障がい児が過ごしやすく、親も安心して働くことができると思います。また、長期休みに数回の頻度で健常者と交流をしたり、一緒に何かを行うことで障がい者への差別や偏見もなくなると思います。</p> <p>以上が私の考える島田市の学童の未来像です。共働き世帯の子どもたちが安心して放課後の時間を過ごすことができたなら嬉しいです。私も小学生時代学童を利用してきました。学童で過ごした時間は忘れられない思い出です。友達と宿題をしたり、遊んだり、様々な経験をさせてもらいました。今後はさらに共働き世帯が増え、その役割は大きなものになっていきます。学童の使用時間の拡大を実現されたら助かる親は多いと思います。さらに障がい児も健常児と同様に学童を使用できたなら障がい児をもつ親は安心して預けることができると思います。そのような環境が整っていくことを期待しています。私も将来親となり学童を利用することもあると思います。「島田市は学童が充実しているから島田市に住みたい」そんな島田市になっていたら嬉しいです。</p>	<p>しながら見守ることは難しいのも現状であります。</p> <p>そうした障がいのある児童を見守りする支援として、児童福祉法に基づき必要な療育を行う通所サービスの「放課後等デイサービス」があります。</p> <p>これは、障がいのある就学中の児童に対し、放課後や学校休業日に生活能力の向上のために必要な訓練や支援を行うところであり、現状における「障がいのある児童が過ごしやすく、親も安心して働くことができる」ための支援サービスであります。</p> <p>このように、多くの利用児童と一緒に生活しながら交流ができる「放課後児童クラブ」と、障がい児の受入れに特化し適切な支援を受けることができる「放課後等デイサービス」がありますが、どちらを選択するかは利用者の判断となっております。</p> <p>ご自身で決定した今回のテーマにつきまして、島田市を良くしたいというお気持ちで、たくさん考え、勉強されたことと思います。</p> <p>島田市としても、放課後児童クラブの実情をお伝えするとともに、〇〇様が他に思い描く理想のかたちがあれば、改めて教えていただければ幸いです。</p> <p>島田市では、引き続き、利用を希望する「共働き世帯」や「障がい児の保護者」など、多くの利用者の受入れに対応できるよう、また、安心、安全な放課後児童クラブの運営ができるよう努めてまいります。</p>		
4	手紙	不燃ゴミ回収の件について	<p>私の移住区域の不燃ゴミ回収日は毎週月曜日です。以前は祭日も回収していましたが5、6年前よりもえるゴミのみの回収で不燃物は回収していません。最近の祭日は週中の分も連休対策として月曜日にもってくるため月曜日祭日が年間8回ほどありそのたび翌週回収となります。今年もそうですが夏場は異常な暑さでペットボトル等は大きな量になります。年に1回か2回の未回収であれば協力しますが年8回もあれば非常に迷惑です。曜日によって（火）～（金）は年間未回収のない曜日であればあっても1～2回です。リサイクル業者への負担は全地区平等だと思います。改善願います。</p> <p>①月曜日祭日も生ゴミ同様回収する ②未回収日を曜日毎順送りする（平等に） ③月曜日・未回収地区の不燃リサイクル料減免</p>	<p>当市における祝日のごみの収集につきましては、ハッピーマンデー制度の施行に伴い、平成19年度から月曜日が祝日及び振替休日の場合にごみ収集を開始し、その後、可燃ごみの排出量が多い月曜日と火曜日が祝日及び振替休日であった場合と年末に、原則としてごみの収集を実施していた経緯があります。</p> <p>この時点においては、月曜日と火曜日が祝日等の場合は、可燃ごみと不燃ごみを収集しておりましたが、月曜日と火曜日以外の祝日等の場合には、ごみ収集を行っておりませんでした。</p> <p>その後、市民の方から「生ごみについては保管が難しいため毎回收集をしてほしい」という要望をいただき、近隣市の状況も考慮し、平成29年度から可燃ごみについてはすべての祝日等にごみの収集をすることを決めました。</p>	×	環境課 35-3744

			<p>する 1年間8回でも5年も続くと40回も未回収がある。</p>	<p>この際、不燃ごみの収集についても検討をしましたが、生ごみのように腐ったり異臭がしたりせず保管に影響が少ないこと、近隣市において月1回の収集であったこと等も考慮し、祝日等については可燃ごみのみの収集とさせていただきます。ただし、祝日等が二週連続となる場合は、不燃ごみも収集しております。</p> <p>また、ペットボトル、白色トレイ、紙パックの回収については、スーパーマーケットやコンビニエンスストア等に御協力いただき、市内26箇所において店頭回収を行っておりますので、最寄りの対象店舗等でも御利用いただけます。詳細については、「2020年度ごみ収集カレンダー」7ページを御覧ください。アルミ缶についても、地元自治会等のアルミ缶回収を御利用いただくことも可能かと存じます。</p> <p>他地区（月曜日回収以外の地区）の方と比較すると、不公平感はないと理解しておりますが、上記の理由から現在の収集体制を築いております。</p> <p>今後も適正なごみ収集に努めてまいりますので、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>		
5	手紙	バスの車内にある無線について	<p>何年か前からバスに無線が流れ始めるようになりました。バスの運転手と交信ではなく他者と基地との交信です。うるさくてかきません。タクシーの無線のような交信ばかりです。乗客が乗っている間は無線を止めて下さい。タクシーも客が乗れば無線での報告がすめば無線を止めます。客の迷惑になる行為を止めるべきです。バス車内でも客同士がペチャクチャ話をしていると「他のお客様に迷惑になりますので話を控えてください」という運転手もいます。ほんとうに迷惑になる行為です。何とか止めさせてほしいものです。</p>	<p>バス車内での無線の通信について、運行事業者のしずてつジャストラインに確認いたしました。</p> <p>島田市でしずてつジャストラインが運行している路線バスは、相良営業所で運行を一括管理しています。路線バスの運行は、同一車両で複数の路線に跨ることがあり、安全に運行するために、事故、渋滞、工事等の情報を運転士全員で共有する必要があることから、最新の情報を相良営業所から全運転士に送信しています。また、運転士が走行中に得た情報も、即時に相良営業所や他の運転士に送信することで、情報の共有を図り、安全なバス運行に努めております。</p> <p>以上のことから、バス車内での無線の通信は、安全運行上必要な対応であることに御理解いただきたく存じます。</p>	×	生活安心課 36-7144
6	手紙	ハザードマップの購入について	<p>インターネットでハザードマップを見ることはできますが紙面がほしくて市役所に来ました。</p> <p>①どこに行けばよいかまず受付に行き ②おおり2F危機管理課</p>	<p>ハザードマップの購入については、ご指摘のとおり、市役所本庁舎からプラザおおり2階にある危機管理課の窓口へ購入のためにお越しいただき、再度、市役所本庁舎に戻り、出納窓口で料金をお支払</p>	○	危機管理課

			<p>③会計は市役所へ（出納） 簡略化できたら一度考えてもらえたらと思います。</p>	<p>いただいていることから、移動距離や時間が市民の皆様にご負担となっているため、その不便さを痛感しておりました。</p> <p>今回、いただいたご指摘を踏まえまして、皆様の負担を解消する購入方法の改善策について、改めて早急に関係課で検討するよう指示をいたしました。</p> <p>その結果、試行的ではありますが、危機管理課でハザードマップ等に係る料金を領収できるよう改善することにいたしました。</p> <p>市民の皆様への窓口サービスについては、市民の皆様のご負担が少しでも解消されるように、手続きの簡素化や利便性の向上に引き続き努めてまいります。</p>		36-7143
7	メール	リバティの舗装道路清掃について	<p>リバティを自転車で走行中にスリップして転倒し、鎖骨を骨折しました。治療後に現場で確認したところ、雨は降っていないのですが路面はぬれており、それに加えて苔なのか、かなりぬるぬるしている状態でした。他の方も自転車で転倒しており、1か月前頃には、同じ場所で自転車走行中に転倒している方を見ました。</p> <p>場所は、東海道 53 次の宿場の「嶋田宿」付近です。（通常 2 レーンですが、この付近だけ 4 レーンあり、ぬるぬるしているレーンは、川側から 2 レーン目です。）</p> <p>一度、現場を確認していただき、できれば路面表面の清掃をお願いしたいと思いメールしました。（定期的な清掃がベストですが）</p> <p>リバティは自動車やバイクも通行していないため安全で、健康のため毎週末利用させていただいているお気に入りのコースです。是非、ご検討いただきますよう、お願いいたします。</p>	<p>御指摘頂きました現場は、平成12年にコース内の延長 2km の区間において、ランナーの足に優しいウレタン舗装により整備された箇所となります。現在、当ウレタン舗装は、経年劣化による弾力性の低下や表面の硬化・変色等が発生している箇所も見受けられることから、今後の日常点検等においては、ウレタン表面の清掃についても適宜実施し、細心の注意を払い管理して参ります。</p> <p>なお、自転車による利用者の安全対策として、ウレタン舗装部分の走行を避けて頂くことや、高速走行の禁止などの自転車利用時の注意喚起看板についても、コースに設置させていただきたいと考えております。</p> <p>〇〇様におかれましては、お怪我が完治され、是非「リバティ」をこれまでと同様にご利用頂ければと思っております。</p>	△	スポーツ振興課 36-7223
8	手紙	広報しまだの配布について	<p>賃貸住宅の為「広報しまだ」が届かなくなりました。</p>	<p>「広報しまだ」の配布については、毎月、市から各自治会の文書配布担当者あてに送付し、文書配布担当者から各世帯へ配布していただく流れとなっております。</p> <p>今回、〇〇様からのご指摘を踏まえまして、自治会に確認したところ、本年 2 月頃までは入居者分をまとめて所定場所に置いていましたが、一部の入居者から風で散乱するとのクレームがあり、以後は配布していないとの回答がありました。</p> <p>市としましては、自治会に対して文書の配布につ</p>	○	市民協働課 36-7403

				<p>いて早急に改善していただくようご連絡をいたしました。</p> <p>なお、「広報しまだ」などの市からの広報物については、初倉公民館 くららなど市の公共施設でも入手いただくことが可能です。文書の配布に関しましては、地域ごとの事情がございますので、今後も「広報しまだ」がお手元に届かない場合は、誠に恐れ入りますが、お住まいの賃貸住宅の大家さんにお問合せいただくか、初倉公民館 くららなど市の公共施設にて入手していただきますようお願い申し上げます。</p> <p>市民の皆様へ市からのお知らせが行き届くよう、引き続き各自治会との連携に努めてまいります。</p>		
9	メール	町内会組数の改編について	<p>最近、高齢独居者が増えていて環境、防災等の委員に支障が出ています。(86歳のおばあさんが防災委員をしていた事もありました)組数を合併等で半減するくらいの改編が急ぎ必要だと思いますがいかがでしょうか。</p>	<p>〇〇様のご指摘のとおり、近年は高齢の独居者や単身世帯の増加により、町内会の役員選出にはどこの地域でも苦慮されていることと思います。実際に「現在の区割りや選出区分では役員を出すことができないためどうしたらいいか」といった相談をされる町内会の方々もいらっしゃいます。</p> <p>組の変更や選出区分の変更は、各町内会単位で規約の変更や役員選出方法などを話し合い、決めていただくこととなります。そのため、市が直接指示・指導できるものではありませんが、他の町内会での事例を適宜アドバイスさせていただいております。まず、地元の町内会の中で話し合ってください、その際、お困りのことなどございましたら、市民協働課へご相談いただければと思います。</p>	×	市民協働課 36-7403